

平成 19 年 11 月 7 日

旧警備員指導教育責任者資格者証を有する者に対する講習について

社団法人全国警備業協会
専務理事 深山健男

さて、警察庁通達（警察庁丁生企発第 292 号「旧警備員指導教育責任者資格者証を有する者の経過措置終了後における取扱いについて」）を受け、社団法人全国警備業協会では、同通達で示されている、民間の団体等が実施する講習の基準を満たす講習として下記のとおり実施する予定ですのでご承知願います。

なお、当該講習については、3 年間に限り実施する予定ですので、あらかじめご了承ください。

記

1 講習会の名称

講習会の名称は、「全警協 旧資格者講習」とします。

2 受講対象者

旧資格者証を有する者

3 講習事項等

講習事項等については、警察庁通達（警察庁丁生企発第 292 号「旧警備員指導教育責任者資格者証を有する者の経過措置終了後における取扱いについて」）で定められているとおりであります。

4 講習の実施予定等

講習の実施時期及び会場については、ニーズを把握した上で、平成 20 年 1 月より全警協「研修センターふじの」及び全国のブロック別会場で実施する予定です。その詳細については追って通知させていただきます。その際、講習の募集人員、申込み方法等についても合わせて通知させていただきます。

5 受講料

受講料は、警備業務の区分に応じ下表のとおりとします。

区 分	時限数（日数）	受 講 料
1 号	26 時限（5 日）	2 万 3 千円
2 号	17 時限（3 日）	1 万 4 千円
3 号	17 時限（3 日）	1 万 4 千円
4 号	13 時限（3 日）	1 万円